

農地法関係申請等書類の押印廃止について（お知らせ）

令和7年12月1日より申請書等への押印を廃止し、本人確認をさせていただきます。

1 要旨

テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義の見直しが行われています。本会においても、行政手続きの簡素化のため、農地法関係申請書類の押印廃止を行うものです。

2 適用開始日

令和7年12月1日

3 廃止する申請書等

農地法第3条許可申請書、農地法第4条許可申請書、農地法第5条許可申請書、非農地証明申書、農地法第3条の3の規定による届出書、農地改良届出書、農地転用（農業用施設）届出書、許可済証明書等

※農業経営基盤強化促進法(利用権設定申出書等)はこれまで通り押印が必要です。

4 押印廃止後の申請書の住所・氏名記載の方法について

住所・氏名の記載は、自署でも記名でも可とし、押印はどちらの場合も不要となります。

※これまでどおり押印された申請書を提出されても申請手続に支障はありませんが、本人確認は必要となります。

※譲受人と譲渡人の双方に本人確認書類の提示（添付）を求めます。

5 窓口での対応について

申請者等の本人確認を行います。（運転免許証・マイナンバーカード等の提示による）

※代理の場合は委任状が必要です。

6 文書作成の真正性について

申請者等本人の意思に基づいた申請であることを確認するため、申請者に電話等による聞き取りをする場合があります。

※申請者等の身分証明書の写しが添付されている場合は、それにより本人確認を行います。

7 委任状等の取扱いについて

委任状・同意書・誓約書については、本人の意思による申請であることを署名または押印により担保する必要がありますので、自署又は記名押印を行ったものをご提出ください。

※申請書等に補正事項等があった場合、原則書類の差し替えによる対応となります。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<p>○運転免許証</p> <p>○マイナンバーカード</p> <p>(注) 農地法に係る手続きでは、個人番号を控えたり、複写したりすることはありません。</p> <p>○写真付き住民基本台帳カード</p> <p>(住所地の市区町村で発行)</p> <p>○旅券(パスポート)</p> <p>○国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書</p> <p>○海技免状</p> <p>○小型船舶操縦免許証</p> <p>○電気工事士免状</p> <p>○宅地建物取引主任者証</p> <p>○教習資格認定証</p> <p>○船員手帳</p> <p>○戦傷病者手帳</p> <p>○身体障害者手帳</p> <p>○療育手帳</p> <p>○在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>(注) 平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。</p> <p>など</p>	<p>○写真の貼付のない住民基本台帳カード</p> <p>○国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証</p> <p>○共済組合員証</p> <p>○国民年金手帳</p> <p>○国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書</p> <p>○共済年金又は恩給の証書</p> <p>○戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>など</p>

※有効期限が定められている場合は、期限内のものでお願いします。